

社会福祉総合センター貸会議室等の利用人数制限の緩和について

令和2年11月18日
公益財団法人かがわ健康福祉機構

社会福祉総合センター貸会議室等については、県の「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針（令和2年11月17日改正）」を受け、参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物については、別紙の「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項（令和2年11月17日改正）」が担保されていることを条件に、収容定員までの参加人数での利用を可能とする期限を当面令和3年2月末まで延長しますので、お知らせします。

すでに利用予約等を済ませている利用者の方が、会議室等の変更を検討される場合もありますが、今後の感染状況によっては再び利用人数の制限が行われる可能性もありますので、その点も踏まえて、ご判断いただきますようお願いいたします。

会議室等の変更等につきましては、087-835-3334（公財）かがわ健康福祉機構 貸室担当までお問合せください。

なお、健康プレイルームについては、その利用形態から、引き続き20人を限度として入場制限を継続し、その他の対策も継続しますので、ご理解ください。

（※）社会福祉総合センターの会議室・研修室の収容定員は3人掛けで計算しています。